



ネットワークプリペイドカード（Nプリ）は、 プリペイドカード機能を付加した 現金会員カードです。

利用可能店舗にてスタッフにお申し付けください。発行してすぐ使用できます。
※下記の利用規約を必ずお読みください。

利用可能店舗：岩国南セルフ給油所／高森セルフ給油所

ご利用約款

第1条 約款の趣旨

若山石油株式会社(以下「当社」)は、プリペイドカード機能を付加した現金会員カード「ネットワークプリペイドカード」(以下「Nプリ」)を本約款に従って取り扱うものとし、Nプリの所持者(以下「お客様」)は、本約款によりお取引頂きます。

第2条 Nプリへの入金

- (1) Nプリ発券後は、当社Nプリ取扱店の給油操作機でのみ入金できます。
(2) お客様が入金できる金額は1枚につき5万円までです。

第3条 Nプリのご利用

- (1) お客様は、当社Nプリ取扱店でNプリご利用可能残高(以下「Nプリ残高」)の範囲内で代金のお支払いにご利用いただけます。
(2) 当社Nプリ取扱店は、以下の2店舗です。
●岩国南セルフ給油所 岩国市尾津町2-20-36 TEL0827-31-8055
●高森セルフ給油所 岩国市周東町下久原字町ヶ坪1648-1 TEL0827-84-0088

第4条 Nプリ残高の確認

Nプリ残高は、当社Nプリ取扱店の給油操作機・給油後のレシートで確認できるほか、Nプリホームページ(<http://npre8.com/10424/>)から裏面に記載のカード番号・PIN番号をご入力頂くことで確認出来ます。

第5条 Nプリを利用出来ない場合

- 次の場合は、Nプリをご利用頂くことが出来ません。
また、これによって生じた不利益に関しまして当社は一切の責任を負いません。
(1) Nプリの偽造・変造など不正に作成された物である場合
(2) お客様がNプリを違法に取得された場合。または違法に取得された事を知りながら、もしくは知ることが出来る状態で取得した場合
(3) 給油操作機及びシステムの保守または故障・通信回線の障害・停電などの場合

第6条 Nプリの換金・再交付など

- (1) 当社は、Nプリの換金(払い戻し)及び紛失の場合の再交付は致しません。
(2) 複数枚所有の場合のNプリ残高及びポイントの統合は致しません。

第7条 ポイント

給油操作機による給油1L毎に取引終了時に1ポイント付与されます。
ポイントは 累計500ポイント到達時にNプリ残高500円に自動変換されます。

第8条 有効期限

- (1) Nプリの有効期限は、最終入金日または最終ご利用日から2年間です。
(2) 有効期限を経過している残高は無効となり、決済にご利用頂けません。
(3) 付与されているポイントもNプリの有効期限経過を以って無効となります。
(4) 有効期限は、直近の給油後レシート、Nプリホームページで確認出来ます。

第9条 カードの不正使用など

当社は、Nプリの盗難、紛失などでカードを不正使用されたことにより発生したお客様の損失に関しまして一切の責任を負いません。
また、Nプリサーバーへのハッキングなどで第三者によりNプリ残高が改変された場合は、不正が判明次第適正な残高への復旧に努めますが、これにより発生した損害を補償するものではありません。

第10条 Nプリの保管など

Nプリは、磁気プラスチックカードです。高温による変形・磁石など強い磁気の影響により使用できなくなりますので、ご注意下さい。
また、カード裏面のカード番号・PIN番号から利用履歴が閲覧可能となりますので、カードの保管には十分ご注意下さい。

第11条 Nプリの終了

当社は、社会情勢の変化、当社及びシステム委託先などの理由により、Nプリの取り扱いを休止または終了する場合があります。この場合 第6条の規定に関わらず、Nプリの払い戻しを行います。払い戻しの方法等は、Nプリ取扱店並びに当社ホームページにてお客様に事前に告知し、または周知の措置を取るものと致します。

第12条 約款の変更

当社は、約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知を図るものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用致します。

第13条 発行保証金の供託

当社は、法令に従い発行額(Nプリ残高)の半額以上の金額を法務局に供託致します。
当社が債務不履行となった場合には、他の債権者に先立ち優先的に供託金から弁済を受けることが出来ますが、全額の弁済にはならないことをご理解下さい。

第14条 管轄裁判所

本約款に基づくお取引に関し、当社との紛争が生じた場合には、山口地方裁判所周南支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 お問い合わせ先

Nプリに関するお問い合わせは、カード裏面に記載のある発券店にて承ります。
なお、2025年6月末閉鎖の山大前セルフ給油所発券カードに関するお問い合わせは 鳴滝給油所 (083-927-7900)または、若山石油株式会社 本社 (0834-62-3176)にて承ります。

規程日 2025年7月1日